

# 各種無料相談



## 市役所(代表) ☎072-872-2181

年末年始、祝日などで変更になる場合があります。

※携帯電話から本誌の市外局番のない番号にかけるときは、最初に「072」をつけてください

相談種別	と き	ところ(担当課)
法律相談(予約制)	水・木曜日 午後1時～4時30分 ※年6回土・日曜日に実施	市役所市民相談室(秘書広報課) ☎870-0403
	金曜日 午後5時30分～9時	アクロス(秘書広報課) ☎870-0403
登記相談(予約制)	第3火曜日 午後1時～3時	
市民相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所市民相談室(秘書広報課) ☎870-0403
行政相談	第2・4火曜日 午後1時30分～3時	
不動産に関する相談(予約制)	第1・3月曜日 午後1時～4時	市役所市民相談室(都市政策課) ☎870-0483
女性の悩みなんでも相談(予約制)	第1月・金曜日午前10時～正午・午後1時～3時 第3水曜日午後4時～8時 第3土曜日午後1時～5時	アクロス(人権室) ☎869-6505
生活支援相談 就労支援相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	くらしサポート大東(福祉政策課) ☎870-9664
人権なんでも相談	第2・4金曜日 午後1時～3時	市役所人権教育啓発センター(人権室) ☎870-0441
就職困難者支援相談(予約制) ※就職のあつせんはできません	月～金曜日 午前10時～正午・午後1時～6時	ワークサポート大東(地域就労支援センター) ☎870-5370
中小企業融資相談 労働相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所東別館2階(産業経済室) ☎870-4013
ビジネスに関する相談 創業相談(予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	大東ビジネス創造センター(D-Biz) ☎870-9061
障害者総合相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市基幹相談支援センター ☎803-8536 FAX 803-8537
精神障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後6時	のぞみ相談支援センター ☎872-7199 FAX 395-1810
身体障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎806-1331 FAX 806-1333
知的障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後6時	あおぞら ☎875-3969 FAX 800-6051
障害児相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎803-8536 FAX 803-8537
身体・知的・精神障害者相談	第1土曜日 午前10時～正午	総合福祉センター(障害福祉課) ☎870-9630 FAX 873-3838
自殺防止電話相談	月～金曜日 午前9時30分～午後5時	こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556
	24時間 365日	関西いのちの電話 ☎06-6772-1121
救急医療相談	24時間 365日	救急安心センターおおさか #7119、☎06-6582-7119
消費生活相談	市役所開庁日 午前9時～正午・午後0時45分～5時	市役所東別館1階(消費生活センター) ☎870-0492

相談種別	と き	ところ(担当課)
ひとり親家庭相談(予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時	市役所
ひとり親家庭等就労相談(予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	(子ども政策グループ) ☎870-9655
家庭児童相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター(こども家庭室内家庭児童相談室) ☎875-8101
子育て相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	ネウボランドだいとう ☎874-2766
	保育所開所日(平日)	南郷保育所 ☎872-7327 北条こども園 ☎876-5237 野崎保育所 ☎876-5630
	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時	四条子育て支援センター ☎876-7510
	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時(電話は午後8時まで)	キッズプラザ ☎874-8800 南郷子育て支援センター ☎872-0013
教育相談	水・金曜日 午前10時～午後2時(学校の長期休業日を除く)	キッズプラザ2階教育相談室 ☎090-9840-9343
納税相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(納税債権課) ☎870-0421 市役所(保険収納課) ☎870-9619
介護保険に関する相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(介護保険グループ) ☎870-9628
高齢者の介護、認知症、健康など生活全般の相談	月～土曜日 午前9時～午後5時30分(土曜日は包括センターのみ)	市役所(高齢支援グループ) ☎870-9065 地域包括支援センター ☎800-5374
障害者・高齢者の住宅改修相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	市役所(高齢支援グループ) ☎870-9065
60歳以上なんでも相談「井戸端会議」	第4月曜日 午後1時～3時(祝日の場合は前後いずれかの月曜日)	諸福老人福祉センター ☎871-2771
栄養相談(予約制) 健康相談(予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター(地域保健課) ☎874-9500
ひきこもり相談	【若者相談支援(15歳～39歳)】 月・水・木・金曜日 午前11時～午後4時 土曜日 午前10時～午後3時	大東市若者等自立サポートセンター ☎803-8174
	【中高年相談支援(40歳～64歳)】 月～金曜日 午前9時～午後5時30分	(特非)セーフティネットワークおおさか ☎392-5418
総合相談・支援 ・人権相談 ・総合生活相談 ・就労支援相談(地域就労支援センター) ・進路選択支援相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分(火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター(特非)ほうじょう ☎876-2560 (北条地域就労支援センター) ☎877-5050
	月～金曜日、第1・3土曜日 午前9時～午後6時(月・木曜日は午後8時まで) ※最終受付は30分前まで	野崎人権文化センター(特非)大東野崎人権協会 ☎879-8810 (野崎地域就労支援センター) ☎879-1818

202504

「人権のひろば」に対するご意見、ご感想は秘書広報課または、人権室までお寄せください。

## 『更生保護』を

### 知っていますか？

更生保護とは、罪をつぐない、再出発しようとする人たちの立ち直りを助ける活動のことです。

### 再出発の難しさ

一度罪を犯した人が、社会に戻ってやり直すことは簡単ではありません。「以前罪を犯した人だから、危険なのでは」と先入観を持たれ、就労や住居の確保が難しいこともあります。社会復帰がうまくいかず孤立し、再犯や再非行に走ってしまうケースも少なくありません。

### 更生保護を支える人々

このような人たちの立ち直りを支えるため、多くの人が行政と協力してさまざま



大東・四條畷地区保護司会会長  
犬村 康信さん

まな活動をしています。市で保護司として活動する犬村康信さんにお話を伺いました。

「保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間

のボランティア（非常勤の国家公務員）です。市では現在35人が活動しており、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたとき、スムーズに社会復帰を果たせるよう、居住環境の調整や引受人との話し合いなどをします。自分が保護観察を担当した人が更生し、社会に復帰していく姿を見ることが、最大のやりがいです。

再非行に走ることは、新たな犯罪が発生する可能性にもつながります。そうならないためにも、社会から排除・孤立させるのではなく、「立ち直りたい」という意思を持つ人を、再び受け入れるという姿勢を持つことが大切です。

しかし、実情はその気持ちを受け入れる地域社会の理解と協力が不十分なため、啓発活動にも取り組んでいます。微力ではありますが、私たちの活動が、安全安心な社会をつくることに貢献できればと思います。（犬村さん）



啓発活動「社会を明るくする運動」

### 私たちにできること

保護司は、安全で安心な社会をつくるために、地域社会の一員として活動しています。罪を犯した人が立ち直り、再出発できる社会にするためには、保護司や行政だけでなく、地域で暮らす私たち一人ひとりの理解と協力が重要です。罪を犯した人に偏見を持たず、公平な観点で接することが求められます。皆さんも一度、自分にできる「更生保護」について考えてみませんか？

## 消費生活センター だより

シリーズ 261

### 不安をあまり契約させる 屋根工事の点検商法に注意

#### 相談概要

「近くで工事をしていたら、お宅の瓦がずれているのが見えたので、無料で点検します」と業者が訪ねてきた。点検後に業者から、「このままだと雨漏りがする」「瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」などと言われた。迷っていると「保険金を使って修理ができる」と促され、約30万円の契約をしてしまった。

#### アドバイス

無料や安価で点検を持ち掛け、不安をおおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。特に高齢者がならわれないため注意してください。トラブルを防ぐために次の点に注意しましょう。

- ① 突然訪問してきた業者に安易に点検させない。
  - ② すぐに契約せず、複数の見積もりを取り十分に検討する。
  - ③ 保険金を利用できるかは損害保険会社などに確認する。
  - ④ フリーリング・オフや契約の取り消しができる場合もあります。不安に思ったときや分からないことがあれば消費生活センターにお問い合わせください。
- 消費生活センター ☎ 870・0492  
(土・日曜日、祝日を除く)